

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部子育て相談課	
契約締結年月日	令和6年5月17日	
業 務 名	尾張旭市ヤングケアラー実態把握業務	
業 務 の 概 要	本市のヤングケアラーの実態を把握するため、令和5年度に実施したヤングケアラー検討会議の内容を踏まえ、教育、介護、福祉などの関係機関に対して、アンケートやヒアリングによる実態調査を行う。	
契約金額(税込)	935,000 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人 地域問題研究所	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	一般社団法人地域問題研究所は、昨年度実施した本市のヤングケアラー検討会議を支援した委託業者であり、技術的、専門的観点から本市の特徴を熟知、把握したうえで、ヤングケアラーの実態把握に対する適切な方法等を提供してきた。今回実施するヤングケアラー実態調査では、昨年度に実施したヤングケアラー検討会議の内容や意見等を踏まえたうえで本市の実態にあった調査を実施することが必要であり、当該事業者は本市の内容を熟知し、仕様書に示す業務が実施可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約とした。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部子育て相談課です。